

定額給付金
子育て応援
特別手当

臨時号

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成21年(2009年)

3・25

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 定額給付金等対策室
☎ (5273) 4503

定額給付金・子育て応援特別手当の 給付事業を開始します

- ◆定額給付金の申請書は3月末から4月中旬までに順次郵送でお届けします
- ◆申請期間は10月6日(火)までです

お手元に申請書が届きましたら、期間中に申請手続きをしてください。
お住まいの地域により、申請書がお手元に届く時期が異なります。ご了承ください。

1. 定額給付金とは

区民の皆さんに広く現金を給付することで、景気後退下での区民の皆さんの生活を支援すること、また、地域経済の活性化を目的として実施する事業です。

2. 定額給付金の給付対象となる方

(基準日前後に転入・転出・出生・死亡した方への給付は裏面上参照)

①平成21年2月1日を基準日として、新宿区の住民基本台帳に記録されている方

※基準日以降に転出・転居した方及びこれから転出・転居を予定している方で、郵便局へ転居届を提出していない方は手続きをしてください。

②平成21年2月1日を基準日として、新宿区の外国人登録原票に登録されている方

※短期滞在の在留資格で登録されている方及び在留資格のない方は申請できません。

※すでに在留期間が満了している方及び区が定額給付金の給付決定をする前に在留期間が満了する方は、地方入国管理局で在留期間を更新し、新宿区で外国人登録を変更するなど、必要な諸手続きをしていただかないと対象になりません。

3. 1人当たりの給付額 (右表のとおり)

4. 申請方法

上記「2. 定額給付金の給付対象となる方」の世帯主あて(外国人の方はご本人あて)に申請書を郵送しますので下図の流れにそって申請してください。同一世帯の方や法定代理人の方は代理申請・受給ができます。

定額給付金・
子育て応援特別手当の
ご相談・お問い合わせは

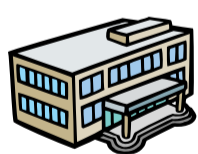
新宿区定額給付金等専用コールセンター

☎(5949)1020

受付時間 午前9時～午後7時(土・日・祝日を含む)
4月1日～4月30日は午前9時～午後10時(土・日・祝日を含む)
※受付時間は変更する場合があります

年齢 (平成21年2月1日現在)	生年月日	給付額
65歳以上	昭和19年2月2日以前	2万円
19歳～64歳	昭和19年2月3日 ～平成2年2月1日	1万2千円
18歳以下	平成2年2月2日 ～平成21年2月1日	2万円

申請手続きから給付までの流れ



●このような封筒で申請書を郵送します(イメージ)



区
役
所

世
帯
主
(外国人の方は)

ご
指
定
の
金
融
機
関
口
座

